

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第37号

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成15年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(県税条例施行規則の準用)</p> <p>第3条 岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号。以下「<u>県税条例施行規則</u>」という。）第3条、<u>第4条</u>、第6条、第7条の3（第2号及び第3号を除く。）、第8条、第9条、第10条から<u>第26条</u>まで（<u>第25条</u>の表中1の項及び2の項を除く。）及び第81条の規定は、<u>産業廃棄物税の賦課徴収</u>について準用する。</p> <p><u>2 前項において準用する県税条例施行規則第3条、第4条及び第12条に規定する様式について、知事は、必要に応じ、所要の調整を加えて用いることができる。</u></p> <p>(納付書等の様式)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第4条に規定する徴税吏員証の様式は、<u>県税条例施行規則様式第1号</u>によるものとする。</p> <p>(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 条例第24条第2項に規定する規則で定める場合は、<u>総務省令第26条第3項各号</u>に掲げる場合とする。</p> <p>3 条例第24条第2項の承認を受けている特別徴収義務者及び納税者は、<u>総務省令第26条第4項</u>の規定の例により当該承認を受けている条例第25条に規定する産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。</p> <p>(産業廃棄物税の更正等の通知)</p> <p>第19条 法第733条の16第4項、<u>第733条の18第6項</u>又は<u>第733条の19第4項</u>の規定による通知は、別に定める様式による産業廃棄物税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書により行うものとする。</p>	<p>(県税条例施行規則の準用)</p> <p>第3条 岩手県県税条例施行規則（昭和41年岩手県規則第12号。以下「<u>県税条例施行規則</u>」という。）第3条から<u>第4条の2</u>まで、第6条、第7条の3（第2号及び第3号を除く。）、第8条、第9条、第10条から<u>第25条</u>まで（<u>同条</u>の表中1の項及び2の項を除く。）、<u>第26条</u>及び第81条の規定は産業廃棄物税の賦課徴収について、<u>県税条例施行規則第4条の3、第27条及び第28条の規定は産業廃棄物税の犯則事件の調査及び処分</u>について準用する。</p> <p>(納付書等の様式)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 条例第4条に規定する徴税吏員証の様式は、<u>県税条例施行規則様式第1号又は様式第2号</u>によるものとする。</p> <p>(産業廃棄物税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 条例第24条第2項に規定する規則で定める場合は、<u>総務省令第26条第2項各号</u>に掲げる場合とする。</p> <p>3 条例第24条第2項の承認を受けている特別徴収義務者及び納税者は、<u>総務省令第26条第3項</u>の規定の例により当該承認を受けている条例第25条に規定する産業廃棄物税関係帳簿に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をしなければならない。</p> <p>(産業廃棄物税の更正等の通知)</p> <p>第19条 法第733条の16第4項、<u>第733条の18第7項</u>又は<u>第733条の19第5項</u>の規定による通知は、別に定める様式による産業廃棄物税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書により行うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。